

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月24日

長野県公安委員会委員長 宮下行一

長野県公安委員会規則第5号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の豊野町交番の項から鬼無里村警察官駐在所の項までを次のように改める。

長野市豊野町交番	長野市豊野町豊野	長野市 豊野町南郷 豊野町石 豊野町豊野 豊野町浅野 豊野町蟹沢 豊野町大倉 豊野町川谷
長野市戸隠警察官駐在所	長野市戸隠豊岡	長野市 戸隠 戸隠豊岡 戸隠柄原 戸隠祖山
長野市鬼無里警察官駐在所	長野市鬼無里	長野市 鬼無里 鬼無里日影 鬼無里日下野

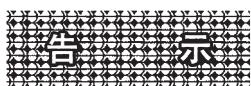
別表第2の5の大岡村警察官駐在所の項を次のように改める。

長野市大岡警察官駐在所	長野市大岡乙	長野市 大岡甲 大岡乙 大岡丙 大岡中牧 大岡弘崎
-------------	--------	------------------------------

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

警務課



長野県告示第671号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年12月24日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

山形村

2 事業の種類

上竹田運動公園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

東筑摩郡山形村字中原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

上竹田運動公園整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である山形村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

山形村では、近年、松本市や塩尻市等のベッドタウンとして、宅地造成による人口増加が続いているが、転入者の増加に伴い住民のライフスタイルや価値観が大きく変化する中で、地域の自治組織に参加しない住民が増加し、住民同士の連帯感の希薄化や地域の活力の低下が懸念されている。そこで、村では、第4次山形村総合計画の施策の中で、住民が地域の問題へ積極的に関わることのできる環境づくりを促進することとした。

村内にある6行政区のうち、上竹田区は、特に宅地造成が盛んな区であるが、人口の増加とともに、他の行政区と同様に新旧住民の交流機会の減少などが問題となっている。上竹田区には、現在、住民の交流の場として運動公園及び公民館が設置され、その間の距離は400m程となっている。そして、運動公園は、ゲートボール等を行う広場と遊具や休憩所のある公園により構成されているが、その間に民有地があるため、利用者が双方を行き来するには、自動車の往来がある村道を経由しなければならず、不便なうえに通行上の危険が伴い、村の管理上の効率も悪い。また、公民館は、老朽化による危険性が増し、建替えが必要な状態であるが、敷地が狭いため駐車スペースの確保も難しく、現地における建替えは困難となっている。村では、これらの方策を検討した結果、新しい公民館を運動公園に現在ある広場の位置に建設し、その広場と公園との間に民有地へ新しい広場を移転することとした。

本件事業が施行されれば、2か所に分かれていた運動公園が一体化されるため、利用者が村道を経由せずに運動公園内を移動できるようになるなど、利便性や安全性が向上すると

ともに、村はその維持管理を効率よく行うことができる。また、起業地は、新しい公民館の敷地と隣接することから、運動公園利用者も公民館の駐車場を利用できるようになり、高齢者や親子連れなどの利用増加が期待できる。さらに、運動公園及び公民館が一体性を持つことにより、地域活動の拠点としての機能やイメージが強まり、住民間交流の活性化及び自主的な地域づくりの促進を図ることができる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は、一部が既に運動公園として地元住民に利用されており、本件事業の施行により周辺の土地利用や地区住民の生活環境へ与える影響は少ないものと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

上竹田区に現在ある運動公園は、(3)アのとおり、利用上の問題があり管理上の効率も悪いため、利便性及び安全性の向上が不可欠である。また、運動公園及び公民館を地域活動

の拠点とすることにより、住民間交流の活性化を図る必要がある。以上から、本件事業は、早急に施行する必要性があるものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、ゲートボール等を行うために必要な広さを有する新しい広場と遊具や休憩所のある公園を一体化させ、利用しやすい運動公園として整備するために必要な面積に限定されていることから、適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

山形村役場

企画課

長野県告示第672号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年12月24日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
轟医院	長野市松代町629番地	平成16年6月29日
東御記念セントラルクリニック	東御市県165番地1	平成16年7月1日
こまくさ野村クリニック	塩尻市広丘野村922番イの2	平成16年7月6日
滝澤内科医院	須坂市臥竜6丁目12番20号	平成16年8月1日
医療法人三井クリニック	長野市稻里町中央4丁目5番30号	平成16年9月1日
中嶋医院	松本市芳川村井町770番地1	" "
今井こども医院	中野市岩船中島161番地13	" "
医療法人芳栄会甲田クリニック	上田市古安曾1833番地	平成16年10月1日

(2) 訪問リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
こまくさ野村クリニック	塩尻市広丘野村922番イの2	平成16年7月6日
鬼無里村診療所	上水内郡鬼無里村日影2750番地1	平成16年12月16日

(3) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
田村歯科医院	上水内郡牟礼村牟礼2729番地	平成16年6月1日
花みずき薬局	長野市檀田181番地1	" "
轟医院	長野市松代町629番地	平成16年6月29日
東御記念セントラルクリニック	東御市県165番地1	平成16年7月1日
やまびこ歯科クリニック	松本市笛賀1904番地1	" "
大手コトブキ薬局	松本市大手5丁目7番10号	" "
岩船ヤノ薬局	中野市岩船354番地1	" "
のぞみ薬局	茅野市ちの3386番地	" "
リジョイス塩尻薬局	塩尻市大門三番町618番地1	" "

青木歯科医院	中野市岩船346番地 3	" "
こまくさ野村クリニック	塙尻市広丘野村922番イの 2	平成16年 7月 6日
そうごう薬局松本庄内店	松本市庄内 3 丁目 2 番27号	平成16年 8月 1日
中野西薬局	中野市吉田1166番地 2	" "
大沢薬局	小県郡長門町古町2844番地 2	" "
磯村クリニック	長野市鶴賀権堂町1448番地 7	平成16年 9月 1日
ほのぼの歯科	上伊那郡辰野町伊那富3898番地	" "
みくりや土屋薬局	長野市川中島町御厨719番地 3	" "
なかやま薬局	長野市鶴賀権堂町1449番地	" "
いしわた菜の花薬局	長野市石渡62番地11	" "
医療法人水野歯科医院	上田市吉田古池下303番地 7	" "
くめた整形外科クリニック	長野市篠ノ井杵渕胴合50番地 5	" "
米田整形外科クリニック	長野市川中島町原937番地 1	" "
医療法人三井クリニック	長野市稻里町中央 4 丁目 5 番30号	" "
降旗ハートクリニック	松本市中山951番地 1	" "
中嶋医院	松本市芳川村井町770番地 1	" "
今井こども医院	中野市岩船中島161番地13	" "
鳥羽整形外科医院	飯山市野坂田449番地 1	" "
みまき薬局	東御市島川原下久弥80番地22	" "
岡田呼吸器科内科医院	長野市石渡62番地 5	平成16年10月 1日
長野医療生活協同組合 稲里生協クリニック	長野市稻里町中央 2 丁目17番 8 号	" "
かさぎ皮ふ科	大町市大町3303番地13	" "
デンタルクリニック夏帆	佐久市岩村田3162番地13	" "
城西西口薬局	松本市蟻ヶ崎 1 丁目 1 番15号	" "
あづみ野西口薬局	南安曇郡穂高町穂高4598番地 4	" "
北野病院	長野市三輪 3 丁目 6 番10号	" "
医療法人芳栄会甲田クリニック	上田市古安曾1833番地	" "
医療法人伸成会高見澤歯科医院	佐久市猿久保232番地20	" "
ゆうき内科クリニック	長野市篠ノ井布施高田1244番地 1	平成16年10月 8日

(4) 通所介護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	南佐久郡八千穂村畑996番地 1	平成16年12月16日
佐久総合病院宅老所やちはの家		
シルバーアネックス飯綱	上水内郡牟礼村川上2755番地1841	" "

(5) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
グループホームさわやか千歳	下高井郡山ノ内町夜間瀬2506番地 1	平成16年12月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
ヒューマンヘリテージ居宅介護支援事業所	長野市大橋南 2 丁目15番	平成16年12月16日
シルバーアネックス飯綱	上水内郡牟礼村川上2755番地1841	" "

高齢福祉課

長野県告示第673号

昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

第1表の上水内郡豊野町の項を削り、同表の備考の2中「長野県生活環境部公害課」を「長野県生活環境部地球環境課」に改める。

第3表の上水内郡豊野町の項を削り、同表の備考の2中「長野県生活環境部公害課」を「長野県生活環境部地球環境課」に改める。

地球環境課

長野県告示第674号

昭和50年長野県告示第114号（悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

第1表の上水内郡豊野町の項を削り、同表の備考の2中「長野県生活環境部公害課」を「長野県生活環境部地球環境課」に、「町役場」を「町役場」に改め、同表の付表の上水内郡豊野町の項を削る。

第2表及び第3表中「埴科郡坂城町 上水内郡豊野町」を「埴科郡坂城町」に改める。

地球環境課

長野県告示第675号

昭和57年長野県告示第415号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

本則中「更埴市」「佐久市」「千曲市」「東御市」を「佐久市」に、「小県郡丸子町」「東部町」を「東御市」に改める。

「下伊那郡鼎町

「小県郡丸子町」に、「上郷町」を「下伊那郡泰阜村」に、「泰阜村」

「更級郡上山田町」「埴科郡坂城町」を「上水内郡豊野町」に、「戸倉町」を「信濃町」

「上水内郡信濃町」に改める。

地球環境課

長野県告示第676号

平成6年長野県告示第130号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

本則中「長野県生活環境部公害課」を「長野県生活環境部地球環境課」に改め、同本則の表のIの項中

更埴市	第一種低層住居専用地域 第一種住居地域 付表の更埴市の項の地域
佐久市	第一種低層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の佐久市1の項の地域

を

佐久市	第一種低層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の佐久市1の項の地域
千曲市	第一種低層住居専用地域 第一種住居地域 付表の千曲市の項の地域
東御市	付表の東御市の項の地域

に、

北佐久郡 浅科村	付表の浅科村1の項の地域
北佐久郡 北御牧村	付表の北御牧村の項の地域

を

北佐久郡 浅科村	付表の浅科村1の項の地域
-------------	--------------

に、

上高井郡 小布施町	付表の小布施町の項の地域
上水内郡 豊野町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域 付表の豊野町の項の地域

を

上高井郡 小布施町	付表の小布施町の項の地域
--------------	--------------

に改め、同表のIIの項中

更埴市	近隣商業地域 準工業地域 工业地域
佐久市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 付表の佐久市2の項の地域

を

佐久市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 付表の佐久市2の項の地域
千曲市	近隣商業地域 準工業地域 工業地域

に、

北佐久郡 浅科村	付表の浅科村 2 の項の地域
上水内郡 豊野町	近隣商業地域 準工業地域 工業地域

を

北佐久郡 浅科村	付表の浅科村 2 の項の地域
-------------	----------------

に改め、同表の付表の長野市 1 の項中

ス 大字赤沼字西通の一部 字堰内の一部 字寺浦 字西 宮配の一部 字北宮配の一部 字八配の一部 字嫁持 土 字大道橋の一部 字南大道橋の一部 字新田の一 部 字清水

を

ス 大字赤沼字西通の一部 字堰内の一部 字寺浦 字西 宮配の一部 字北宮配の一部 字八配の一部 字嫁持 土 字大道橋の一部 字南大道橋の一部 字新田の一 部 字清水
セ 豊野町浅野字町尻の一部
ソ 豊野町蟹沢字中谷地の一部

に改め、同表の更埴市の項を削り、同表の佐久市 2 の項の次に次のように加える。

千曲市	千曲市のうち次に掲げる地域 ア 大字屋代字清水の一部 字中島の一部 加納坊の一部 字道合の一部 字上河原の一部
東御市	東御市のうち次に掲げる地域 ア 大日向字まん所の一部 イ 下之城字まん所の一部 字切久保屋敷の一 部 字八反田屋敷の一部 字栗林の一部

本則の表の付表の北御牧村の項及び豊野町の項を削る。

地球環境課

長野県告示第677号

平成11年長野県告示第182号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

本則の表の A の項中

上水内郡 豊野町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域
上水内郡 信濃町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域

を

上水内郡 信濃町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域
-------------	--------------------------

に改め、同表の B の項中

上水内郡 豊野町	第一種住居地域 準住居地域
上水内郡 信濃町	第一種住居地域 付表の上水内郡信濃町 1 の項の地域

を

上水内郡 信濃町	第一種住居地域 付表の上水内郡信濃町 1 の項の地域
-------------	----------------------------

に改め、同表の C の項中

上高井郡 小布施町	近隣商業地域 準工業地域
上水内郡 豊野町	近隣商業地域 準工業地域 工業地域

を

上高井郡 小布施町	近隣商業地域 準工業地域
--------------	--------------

に改め、同表の備考の 2 中「長野県生活環境部公害課」を「長野県生活環境部地球環境課」に改める。

地球環境課

長野県告示第678号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 (1) 保安林の所在場所

中野市大字新野字上東860、866の2（次の図に示す部分に限る。）、867、868、字磊滝山1120、1122から1130まで、1131の1、1131の2、1132から1138まで、字翠降山1139から1142まで、1143の1、1143の2、1144の1から1144の3まで、1145から1150まで

2 (2) 指定の目的

干害の防備

3 (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2 (1) 保安林の所在場所

佐久市大字志賀字本郷中北側3464、木曽郡上松町大字小川2860の13、2860の15、2861の2、2861の3、2862の1、2862の3

(2) 指定の目的

落石の危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第679号

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日以降に行う入札参加資格審査の申請から適用します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

第3第5号中「、地方公共団体又は公益法人」を「又は県」に改め、同第3第6号中「の取得状況」を「若しくはエコアクションながの認証の取得状況又は産業廃棄物減量化・適正処理実践協定の締結状況」に改め、同第3第7号中「民間資格」を「民間資格等」に改め、同第3第9号中「災害協定」を「災害協定の締結状況、土木施設小規模補修工事の登録状況」に改め、同第3第12号を同第3第13号とし、同第3第11号の次に次の1号を加える。

(12) 新分野への進出状況

第5第1項第9号中「2年間」を「5年間」に、「、地方公共団体又は公益法人」を「又は県」に改め、同項第10号中「民間資格」を「民間資格等」に改める。

監理課

長野県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 道路の種類 国道

2 路線名 299号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久町大字小日向字下瀧平1082番の1地先から南佐久郡佐久町大字小日向字矢久保1629番の1地先まで	旧	m 6.5～39.2	km 1.2023
南佐久郡佐久町大字小日向字下瀧平1082番の1地先から南佐久郡佐久町大字小日向字矢久保1629番の1地先まで	新	m 6.5～39.2	km 1.2023
同上		m 7.8～38.5	km 1.3120

道路維持課

長野県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 406号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡真田町大字長字菅平1233番の2456地先から小県郡真田町大字長字菅平1233番の6079地先まで	旧	m 7.0～12.0	km 0.3243
同上	新	m 12.0～15.5	km 0.3243

道路維持課

長野県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 長野真田線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡真田町大字長字蓮台7129番の2地先から小県郡真田町大字長字蓮台7168番の2地先まで	旧	m 10.5~11.5	km 0.1060
同上	新	m 10.5~13.5	km 0.1060

道路維持課

長野県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月17日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 152号
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡長門町大字大門字小茂谷3508番の21地先から小県郡長門町大字大門字小茂谷3508番の82地先まで	旧	m 13.3~42.8	km 0.4355
同上	新	m 13.6~43.5	km 0.4355

道路維持課

長野県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 299号
 2 供用を開始する区間
 3 供用を開始する期日 平成16年12月26日

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 361号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡檣川村大字奈良井字松ノ木沢乙2727番の44地先から木曾郡檣川村大字奈良井字カンベヤ沢乙3047番の10地先まで	旧	m 4.0~35.0	km 2.6080
同上	新	m 4.0~35.0 11.0~40.0	km 2.6080 2.1523

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 御岳王滝黒沢線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡王滝村101番1地先から木曾郡王滝村3番14地先まで	旧	m 6.8~28.0	km 0.1720
同上	新	m 8.8~28.0	km 0.1720

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 王滝加子母付知線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡王滝村4060番地先から木曾郡王滝村4562番1地先まで	旧	m 5.4~16.0	km 1.2610
同上	新	m 7.2~24.2	km 1.2460
同上	新	m 5.4~16.0	km 1.2610

道路維持課

長野県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 299号
 2 供用を開始する区間
 南佐久郡佐久町大字小日向字下瀧平1082番の1地先から南佐久郡佐久町大字小日向字矢久保1629番の1地先まで
 3 供用を開始する期日 平成16年12月26日

道路維持課

長野県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 406号

2 供用を開始する区間

小県郡真田町大字長字菅平1233番の2456地先から
小県郡真田町大字長字菅平1233番の6079地先まで

3 供用を開始する期日 平成16年12月24日

道路維持課

長野県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 152号

2 供用を開始する区間

小県郡長門町大字大門字小茂谷3508番の21地先から
小県郡長門町大字大門字小茂谷3508番の82地先まで

3 供用を開始する期日 平成16年12月24日

道路維持課

長野県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 長野真田線

2 供用を開始する区間

小県郡真田町大字長字蓮台7129番の2地先から
小県郡真田町大字長字蓮台7168番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成16年12月24日

道路維持課

長野県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 路 線 名 361号

(2) 供用を開始する区間

木曽郡木曾福島町新開4384番4地先から
木曽郡木曾福島町新開4376番1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年12月24日

2(1) 路 線 名 御岳王滝黒沢線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡王滝村3152番2地先から
木曽郡王滝村3105番1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年12月24日

3(1) 路 線 名 開田三岳福島線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡三岳村595番1地先から
木曽郡三岳村614番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年12月24日

4(1) 路 線 名 開田三岳福島線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡三岳村2338番1地先から
木曽郡三岳村2479番10地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年12月24日

5(1) 路 線 名 御岳王滝黒沢線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡王滝村101番1地先から
木曽郡王滝村3番14地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年12月24日

道路維持課

長野県教育委員会告示第8号

昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行します。

平成16年12月24日

長野県教育委員会

本則の表中「千曲市
更級郡（大岡村）」を「千曲市」に、「豊野町 信濃町」を「信濃町」に、「三水村 戸隠村 鬼無里村」を「三水村」に改める。

教学指導課